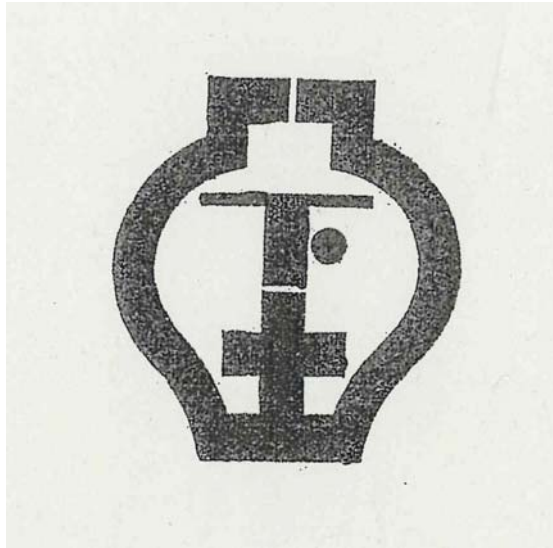


排水設備基準



瀬戸市都市整備部下水道課

平成30年4月

目 次

第 1	総則-----	1
第 2	使用材料及び器具-----	1
第 3	汚水取付管 -----	1
第 4	宅地内管渠 -----	2
第 5	宅地内ます -----	3
第 6	公共ます（汚水取付ます） -----	4
第 7	阻集器 -----	4
第 8	ディスポーザ排水処理システム -----	5
第 9	その他の排水設備 -----	5
第 1 0	既設排水設備の取り扱い -----	5
第 1 1	計画確認、完了検査の対象 -----	5

第1 総則

(目的)

この基準は、瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号。以下「条例」という。）、その他の関係法令に基づく排水設備の設置について、構造その他の必要な事項をとりまとめ、排水設備工事の適正な施工を図るとともに、当該工事に係る計画確認及び完了検査の指針とすることを目的とする。なお、この基準にないものは、「下水道排水設備指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会発行）に基づくものとする。

(用語の定義)

この基準に掲げる用語の定義は、それぞれ下記に定めるところによる。

- (1) 排水設備 条例第2条第7号に規定する排水設備をいう。
- (2) 下水 条例第2条第1号に規定する下水をいう。
- (3) 汚水 条例第2条第2号に規定する汚水をいう。
- (4) 公共下水道 条例第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (5) 公共ます 条例第3条第2号に規定する公共ますをいう。
- (6) 汚水取付管 公共ますと下水管を接続する管をいう。
- (7) 阻集器 排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。
- (8) ディスポーザ排水処理システム 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理しその排水を公共下水道へ排除する機器の総体をいう。

第2 使用材料及び器具

排水のための使用材料、設備機器、器具等は、次の規格のものを使用しなければならない。

- (1) J I S（日本工業規格）
- (2) J S W A S（日本下水道協会規格）
- (3) P M M S（プラスチック・マスマンホール協会規格）
- (4) A S（塩化ビニル管・継手協会規格）
- (5) その他市長が認めたもの

第3 汚水取付管

汚水取付管は、次の各項の基準によらなければならない。

1 管種

硬質塩化ビニル管

2 管径

最小管径は、100 mm とする。

3 角度

- (1) 本管に対して直角に布設する。
- (2) 本管・立上り管と公共ますの間は、平面、縦断ともに直線とし、曲管等による角度調整はしない。

4 こう配

汚水取付管のこう配は、100 分の 1 以上とする。

5 本管への取付位置

取付管は、本管の中心線より上方に取り付ける。

6 取付け部の構造

(1) 本管への接続

本管への取付けは、支管を用いる。また、支管の材質は、硬質塩化ビニル製とする。

(2) 人孔への接続

本管への取付けが不可能で人孔に取り付ける場合は、人孔を削孔し取付けモルタルを充填する。人孔底部にはインバートをつける。また、底部との高低差が 60cm 以上のときは内副管を設置する。

第4 宅地内管渠

管渠は、暗渠とし次の各項の基準によらなければならない。ただし、雨水を排水する場合は、開渠としてもよい。

1 汚水管渠の管種

- (1) 硬質塩化ビニル管
- (2) 遠心力鉄筋コンクリート管

2 汚水管渠の管径及びこう配

汚水管渠の管径及びこう配は、表 4-1 による。

表 4-1

排水人口 (人)	管径 (mm)	こう配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

ただし、一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が 3m 以下の場合には最小管径を 75mm (こう配 100 分の 3 以上) とすることができる。

- 3 雨水管渠の管種
 - (1) 硬質塩化ビニル管
 - (2) 鉄筋コンクリートU形
 - (3) 遠心力鉄筋コンクリート管

- 4 雨水管渠の管径及びこう配

雨水管渠の管径及びこう配は、表 4-2 による。

表 4-2

排水面積 (㎡)	管径 (mm)	こう配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
600 以上 1500 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上
1500 以上	250 以上	100 分の 1 以上

ただし、一つの敷地から排除される雨水を排除する排水管で管路延長が 3m 以下の場合は、最小管径を 75mm (こう配 100 分の 3 以上) とすることができる。

- 5 管内流速

管内流速は、掃流力を考慮して 0.6~1.5m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を 3.0m/秒とすることができる。

- 6 ポンプ圧送による排水

自然流下による排水ができない場合は、ポンプによる排水の圧送をすることができる。その際、ポンプの性能、排出管の口径によるポンプ揚程計算書等の資料を提出し、現場に適応した圧送方法であることを示す。

圧送管の管種は、硬質塩化ビニル管、鋼管、鋳鉄管等、圧力に耐えられるものを使用する。

- 7 管渠の土被り

管渠の土被りは、原則として 20cm 以上とする。ただし、条件により防護、その他の措置をとる。

第5 宅地内ます

ますの規格、構造等は、次の各項の基準によらなければならない。

- 1 蓋

蓋は、コンクリート製 (鉄筋)、鋳鉄製、プラスチック製の密閉蓋で堅固で耐久性のある材質とする。ただし、雨水用の蓋は、格子蓋でもよい。

- 2 大きさ及び形状

内径又は内のり 15cm 以上の円形又は角形とする。

3 底部

汚水ますについては、インバートをつける。

第6 公共ます（汚水取付ます）

ますの位置、配置及び構造は、次の各項の基準によらなければならない。

1 位置及び配置

- (1) 汚水取付管延長方向の官民境界から 1m 以内の私有地に設置する。
- (2) 原則として 1 宅地について 1 個所とする。

2 大きさ、形状及び構造

内径又は内のり 20cm 以上の円形又は角形とし、コンクリート製、鉄筋コンクリート製又は硬質塩化ビニル製とする。

3 蓋

鋳鉄製、鉄筋コンクリート製又は硬質塩化ビニル製の密閉蓋とする。

4 底部

インバートをつける。

第7 阻集器

下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。参考に代表的な阻集器の種類を挙げる。

(1) グリース阻集器

営業用調理場からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去する。

(2) オイル阻集器

ガソリンスタンド、自動車等修理工場、自動車洗車場等のガソリン、油類の流出する個所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去する。

(3) サンド阻集器

工場、事業場等からの泥、砂、セメント等を含む排水を流出する個所に設け、土砂等の固形物を沈殿させて除去する。

(4) ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付ける器具阻集器とプール、公衆浴場に設置する大型の阻集器とともに毛髪を除去する。

(5) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれる糸くず、布くず、ボタン等を有効に分離し除去する。

(6) プラスタ阻集器

外科ギプス室、歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離し除去する。

第8 ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ排水処理システムの設置等は、瀬戸市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱（平成30年4月1日施行）によるものとし、発生する汚泥の処理については、環境課の指示に従うものとする。

第9 その他の排水設備

- 1 ガーデンパンからの排水は、污水管への接続を基本とする。ただし、内径又は内のり30cm以上の雨水ますを経由することで、雨水管への接続を可とする。
- 2 給湯器、受水槽、ヒートポンプ、空調機等のドレン排水及びオーバーフロー水は、污水管、雨水管いずれの接続も可能とする。
- 3 プールからの排水、洗車場からの洗浄水は、污水管に接続する。

第10 既設排水設備の取り扱い

既設排水設備の取り扱いについて次のとおりとする。

- 1 責任技術者は、既設排水設備の状況を事前に調査し、別紙の既設排水設備（污水）利用チェックリストを提出しなければならない。
調査の結果、既設排水設備に不適合個所が確認された設備については、その設備の改良工事をしなければならない。ただし、排水に支障がない設備については、現況のまま利用することができる。
- 2 既設の雨水系統の管渠、ます等については、そのまま利用可能とする。
- 3 既設ガーデンパンは、現況のまま引き続き利用することができる。ただし、ガーデンパンを改築する場合は、第9に定める接続とする。

第11 計画確認、完了検査の対象

排水設備の計画確認、完了検査の対象は、次のとおりとする。

- 1 新設の排水設備は、污水管、雨水管ともに全てを計画確認、完了検査の対象とする。
- 2 既設の排水設備は、污水管、雨水管ともに改良工事を行った個所のみを計画確認、完了検査の対象とする。

附則

この基準は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

既設排水設備(汚水)利用チェックリスト

排水設備設置場所

瀬戸市

項目 (利用する設備に <input checked="" type="checkbox"/>)	基準値	既設排水設備の状況		不適合個所の対応 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	
		(いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	(確認できれば <input checked="" type="checkbox"/>)		
<input type="checkbox"/> 排水管	排水管内径	φ 100mm以上	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 汚物のつまりがない <input type="checkbox"/> 管内閉塞がない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	排水管勾配	1/100以上	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 汚水の滞留がない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	土被り	20cm以上	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 損傷の恐れがない (例: 車両の通行がない)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	その他	雨水混入がない 損傷がない	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 雨水混入がない <input type="checkbox"/> 損傷がない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
<input type="checkbox"/> ます	ます間距離	管径の120倍以下	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 管理・清掃等が容易 (閉塞時に掘削して管を 割る必要がない。)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ますの口径	15cm以上	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 管理・清掃等が容易 (口径15cm未満のそうじ 口等がある。)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ます底部構造	インバート	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 汚物のつまりがない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ます設置箇所	合流点・屈曲点	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 管理・清掃等が容易 (近くのますから管理・清 掃が可能)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ますの蓋	密閉蓋	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 臭気漏れがない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	その他	雨水混入がない 損傷がない 臭気漏れがない	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 雨水混入がない <input type="checkbox"/> 損傷がない <input type="checkbox"/> 臭気漏れがない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能

既設排水設備の状況及び不適合個所の状況については、以上のとおり確認いたしました。

年 月 日

責任技術者

指定工事店名

責任技術者

印

排水設備工事の実施にあたり、基準に適合していないことを了承の上、既設排水設備を利用します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

既設排水設備(汚水)利用チェックリスト (記入例)

排水設備設置場所

瀬戸市

項目 (利用する設備に <input checked="" type="checkbox"/>)	基準値	既設排水設備の状況		不適合個所の対応 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	
		(いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	(確認できれば <input checked="" type="checkbox"/>)		
<input checked="" type="checkbox"/> 排水管	排水管内径	φ 100mm以上	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 汚物のつまりがない <input checked="" type="checkbox"/> 管内閉塞がない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input checked="" type="checkbox"/> 利用可能
	排水管勾配	1/100以上	<input checked="" type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 汚水の滞留がない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	土被り	20cm以上	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 損傷の恐れがない (例: 車両の通行がない)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input checked="" type="checkbox"/> 利用可能
	その他	雨水混入がない 損傷がない	<input checked="" type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 雨水混入がない <input checked="" type="checkbox"/> 損傷がない	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
<input checked="" type="checkbox"/> ます	ます間距離	管径の120倍以下	<input checked="" type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 管理・清掃等が容易 (閉塞時に掘削して管を 割る必要がない。)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ますの口径	15cm以上	<input checked="" type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 管理・清掃等が容易 (口径15cm未満のそうじ 口等がある。)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ます底部構造	インバート	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 汚物のつまりがない	<input checked="" type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ます設置箇所	合流点・屈曲点	<input checked="" type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input checked="" type="checkbox"/> 管理・清掃等が容易 (近くのますから管理・清 掃が可能)	<input type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	ますの蓋	密閉蓋	<input checked="" type="checkbox"/> すべて適合 <input type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 臭気漏れがない	<input checked="" type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能
	その他	雨水混入がない 損傷がない 臭気漏れがない	<input type="checkbox"/> すべて適合 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不適合 <input type="checkbox"/> すべて不適合	<input type="checkbox"/> 雨水混入がない <input checked="" type="checkbox"/> 損傷がない <input checked="" type="checkbox"/> 臭気漏れがない	<input checked="" type="checkbox"/> 改良工事 <input type="checkbox"/> 利用可能

既設排水設備の状況及び不適合個所の状況については、以上のとおり確認いたしました。

年 月 日

責任技術者

指定工事店名

責任技術者

印

排水設備工事の実施にあたり、基準に適合していないことを了承の上、既設排水設備を利用します。

年 月 日

申請者

住所

基準に不適合個所がある既設排水設備を
利用する場合のみ記入

氏名

印